

小樽市青少年育成功労者及び優良青少年表彰要綱

全部改正：平成22年 7月12日

一部改正：令和 5年 8月23日

(目的)

第1条 本市における青少年の育成活動に貢献している育成指導者及び他の青少年の模範となる行いをしている青少年とその団体について表彰し、青少年の健全育成の推進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、現にその活動を行っており、その実践歴が10年以上である個人。

- ア 青少年の健全育成指導に顕著な功績がある者
- イ 青少年の善導等に顕著な功績がある者
- ウ 青少年を取り巻く環境浄化の推進に顕著な功績がある者

(2) 他の青少年の模範となる次のいずれかの活動を4年以上実践している、その年の4月1日現在で満25歳以下の個人及びおおむね25歳までの青少年をもって構成する団体。

- ア 青少年健全育成活動
- イ ボランティア活動
- ウ 地域活性化活動

(3) 次の団体のうちで、10年以上にわたり継続して積極的な活動を行っている団体。

- ア 子供会
- イ ジュニアリーダー組織
- ウ おおむね25歳までの青少年をもって構成する団体

2 表彰を受けた後、10年が経過し、この間、引き続き前項の規定に該当する者は、新たに表彰の対象とする。

(被表彰者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦は、次に掲げる者が提出する推薦書によるものとする。ただし、小樽市地域子供会育成連絡協議会に加入している子供会の推薦については、当該子供会の代表者ならびに小樽市地域子供会育成連絡協議会長の連名とする。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 青少年育成団体の代表者
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) その他市長が認めた者

(審査委員会)

第4条 表彰を行うため、小樽市青少年育成功労者等表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、事務は、生活環境部青少年課が行う。

2 審査委員会は、推薦のあった者を公正かつ適正に審査し、表彰するにふさわしいと認めた者について、市長に内申する。

3 審査委員は、生活環境部長のほか、次の各号に該当する者のうちから、若干名をもって構成し、生活環境部長が選任する。

(1) 青少年問題協議会委員

(2) 青少年育成団体の代表

(3) その他生活環境部長が適当と認めた者

4 審査委員の任期は、審査委員の任務を遂行することが困難と認められるまでとする。

5 審査委員会の運営は生活環境部長が総括し、生活環境部長に事故あるときは、生活環境部長があらかじめ指名した審査委員がその職務を代行する。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、審査委員会の内申に基づいて、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。